

# 空き家改修及び老朽危険空き家解体にかかる 補助金制度のお知らせ

野迫川村では、定住促進とともに空き家の有効活用を図るため、標記制度を開始いたします。  
各補助金の概要は以下のとおりですので、制度の利用を希望される方は、役場総務課までお  
問合せください。

## 【空き家改修補助金について】

(要件の一部)

1. 野迫川村空き家バンクに登録され、利用者に10年以上賃貸もしくは売却する権利を有し、その意思があること。
2. 当該空き家に10年以上居住する意思のある利用者がいること。 など。

(補助金の額)

別に定める交付対象事業のうち村が適正と認めた経費合計額の2分の1に相当する額とし、50万円を限度とします。

## 【老朽危険空き家解体補助金について】

(要件の一部)

1. 野迫川村内に位置し、周辺環境を悪化させ放置されている戸建て住宅又はその附属建物で、現に居住していない建物であり、住宅地区改良法施行規則第1条に規定する住宅であること。
2. 当該土地及び建物についてその所有関係が明確であり、所有権以外の権利が設定されていないこと。(ただし、権利者から解体及び処分に対して同意を得ているものは除く。)
3. 補助を受ける目的で故意に破損等をさせたものでないこと。 など。

(補助金の額)

別に定める交付対象工事のうち村が適正と認めた解体工事に要する費用の3分の1に相当する額とし、50万円を限度とします。

※いずれの場合も、平成31年3月31日までに工事が完了されることが条件となります。

【問い合わせ】  
野迫川村役場 総務課  
電話 0747-37-2101 FAX 0747-37-2107